

4. 文部科学省

01. 公立学校施設の耐震化等整備事業
02. 社会教育による地域の教育力強化プロジェクト
03. 学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業
04. へき地児童生徒援助費補助金
05. 豊かな体験活動推進事業(学校・家庭・地域の連携協力推進事業の一部)
06. イノベーションシステム整備事業（地域イノベーション戦略支援プログラム）
07. 産学官連携による東北発科学技術イノベーション創出プロジェクト
08. 総合型地域スポーツクラブ育成推進事業
09. 公立中学校武道場の整備
10. 文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業
11. 重要伝統的建造物群保存地区保存修理事業補助金
12. 優れた劇場・音楽堂からの創造発信事業
13. 地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ

文部科学省 1

施 策 名	公立学校施設の耐震化等整備事業	予算額(百万円)	129,637 ※内閣府において計上の沖縄分を含む
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第3条第1項・第12条第1項		
概 要	国が果たすべき責務である義務教育をはじめとする教育の機会均等と水準の維持向上を図る観点から、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」に基づき、地方自治体において学校教育の円滑な実施を確保するために行う学校施設整備に要する経費の一部を、国が補助する。		
対 象 者	交付先：都道府県及び市町村		
対象事業	公立学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であり、災害発生時には地域住民の応急避難場所となるため、その安全性の確保と防災機能の強化は喫緊の課題であり、できる限り早期に非構造部材を含めた耐震化・防災機能強化を図る必要があるため、地方公共団体の行う非構造部材を含めた耐震化・防災機能強化事業を支援していく。また、安全・安心で豊かな教育環境を確保するため、教室不足の解消、バリアフリー化、アスベスト対策、老朽化への対応、太陽光発電等の導入、学校統合への対応、基本的教育条件整備等についても支援していく。		
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新增築事業：原則 1/2 (沖縄県 8.5/10) ○ 改築、補強、大規模改造事業等：原則 1/3 (改築事業は、沖縄県 7.5/10) ○ 地震防災対策特別措置法の嵩上げを受けて実施する改築事業：1/2 ○ 地震防災対策特別措置法の嵩上げを受けて実施する補強事業：Is値0.3未満 2/3 Is値0.3以上 1/2 等 		
変更のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○防災機能強化事業の創設 ○再生可能エネルギー補助制度の拡充 		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>国庫負担金を受ける手順は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 負担事業者（国庫負担金の交付受けようとする都道府県又は市町村）が、当該国庫負担金の交付を受けて行おうとする事業について、「国庫負担事業認定申請書」（以下「認定申請書」という）を作成及び文部科学大臣に提出（市町村立の学校に係るものについては、都道府県教育委員会を経由して提出）。 ② 文部科学大臣は認定申請書に基づき審査を行い、国庫負担事業として認定。 ③ 負担事業者は、認定申請書についての「国庫負担金交付申請書」（以下「交付申請書」という）を提出。 ④ 文部科学大臣は、交付申請書に基づき審査を行い、交付決定を行う。 ⑤ 負担事業者は、国庫負担事業が完了したとき又は国の会計年度が終了したときは、「実績報告書」を文部科学大臣（国庫負担事業者が市町村の場合には、都道府県教育委員会）に提出。 ⑥ 文部科学大臣（国庫負担事業者が市町村の場合には、都道府県教育委員会）は、実績報告書に基づき審査を行い、額の確定。 <p>学校施設環境改善交付金を受ける手順は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地方公共団体は、文部科学省告示として定めた施設整備基本計画に即して、施設整備計画を作成及び文部科学大臣に（市町村にあつては、都道府県教育委員会を経由して）提出。 ② 文部科学大臣は施設整備基本方針・計画に基づき予算の範囲内で事業を採択（内定）。 ③ 内定を受けた地方公共団体は「学校施設環境改善交付金交付申請書」を文部科学大臣に提出。 ④ 文部科学大臣は、提出された「学校施設環境改善交付金交付申請書」に基づき審査を行い、交付決定を行う。 ⑤ 交付対象事業者は、交付対象事業が完了したとき又は国の会計年度が終了したときは、「実績報告書」を文部科学大臣（交付対象事業者が市町村の場合には、都道府県教育委員会）に提出。 ⑥ 文部科学大臣（交付対象事業者が市町村の場合には、都道府県教育委員会）は、実績報告書に基づき審査を行い、額の確定。 		
備 考	—		
連絡先	文部科学省 大臣官房文教施設企画部 施設助成課	TEL： 03-6734-2000 FAX： 03-6734-3743 URL： http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/taishin/index.htm	

文部科学省 2

施策名	社会教育による地域の教育力強化プロジェクト	予算額(百万円)	82
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	<p>都市化、核家族化、少子化による地域の教育力の低下など、地域社会の抱える課題や、地球温暖化など国を挙げて緊急に取り組むべき課題に対し、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設が解決に向けて積極的に関わることが求められている。また、そのような課題について、地域社会それぞれの実情に合わせて住民が協働して解決していくことを促す「仕組みづくり」を進める必要がある。</p> <p>このような中、社会教育に関する現状は、各施設や住民の個々の活動は定着しているものの、類似の取組が個別に実施されていることが多く、住民の多くが親し</p>		
対象者	<p>○民間団体（一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特例民法法人、共益法人、特定非営利活動促進法による特定非営利活動法人等）</p> <p>○都道府県・指定都市・市町村教育委員会並びに地方公共団体を母体とする協議会</p>		
対象事業	<p>(1) 社会教育アドバイザーの委嘱（本省執行） 各地域で活躍する社会教育分野の有識者や実践的活動者等を、社会教育アドバイザーとして委嘱し、社会教育の振興方策に関する相談に応じ、現地に赴いて情報提供・助言を行うなど、地域における社会教育活動を支援する。</p> <p>(2) 「社会教育による地域の教育力強化プロジェクト」における実証的共同研究（委託事業） 社会教育による地域課題の解決に際し、効果的連携による相乗効果や、新たな取組手法の開発が期待される「環境教育」「人権教育」「高齢者支援」「学校と地域の総合的な活性化」</p>		
支援内容	<p>○地方公共団体等の要望を受け、社会教育アドバイザーを派遣する。</p> <p>○予算の範囲内で実証的共同研究を委託し、地域の課題解決につながる仕組みづくりを行う。</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>○社会教育アドバイザーの委嘱 各地域からの推薦等を踏まえて、文部科学省が委嘱する。</p> <p>○「社会教育による地域の教育力強化プロジェクト」における実証的共同研究 公募期間：3/26（月）～4/26（木）</p>		
備考	—		
連絡先	文部科学省 生涯学習政策局社会教育課 地域・学校支援推進室	TEL：03-6734-3284 FAX：03-6734-3718	

文部科学省 3

施策名	学校・家庭・地域の連携による 教育支援活動促進事業	予算額(百万円)	8,516 の内数
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	教育基本法第13条、社会教育法第5条第15項		
概要	<p>地域住民等の参画による地域の実情に応じた取組を有機的に組み合わせて、①授業等における学習補助や教員の業務補助などの学校支援、②放課後等に子どもたちの安心安全な活動場所を確保し学習や様々な体験・交流活動の機会を提供する放課後等支援、③親への学習機会の提供や相談対応などの家庭教育支援、④子どもの安全確保のための見守り等、様々な教育支援活動を行う。</p>		
対象者	<p>都道府県、指定都市、中核市（間接補助事業として行う場合は、市町村（特別区を含む））とし、事業の一部を適当と認められる社会教育団体等に委託して行うことができる。</p>		
対象事業	<p>(1) 推進委員会の設置 都道府県・指定都市・中核市においては、域内の教育支援活動等の総合的な在り方の検討を行うための推進委員会を設置。また、域内で実施される教育支援活動等に関わるコーディネーター等の資質向上や情報交換等を図るための研修等を実施。</p> <p>(2) 教育支援活動等の実施 市町村等においては、①域内の教育支援活動等の運営方法等を検討する運営委員会の設置、②教育支援活動等の企画や学校・地域との調整等を行うコーディネーター等の配置、③様々な教育支援活動の実施等を行う。</p> <p>※③教育支援活動の実施・運営について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 授業の補助、校内の環境整備、学校行事の運営支援など、学校の要望に応じた学校の支援活動（学校支援地域本部） ・ 放課後や週末等において、子どもの活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供する放課後等の支援活動（放課後子ども教室） ・ 家庭教育支援チームの組織化等による相談対応、保護者への学習機会や親子参加行事の企画・提供など、家庭教育支援活動（家庭教育支援活動） ・ 登下校時における見守り・巡回等子どもの安全確保のための活動 等 		
支援内容	<p>学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業を市町村（特別区を含む。）が実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として文部科学大臣が認める経費について予算の範囲内で補助金を交付する。（補助率：1/3）</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>①都道府県、指定都市、中核市が、実施する学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業の事業内容、経費等を記した交付申請書を提出</p> <p>②予算の範囲内で定率を交付</p>		
備考	—		
連絡先	<p>文部科学省 生涯学習政策局社会教育課 地域・学校支援推進室</p>	<p>TEL：03-6734-3080 FAX：03-6734-3718 URL：http://www.houkago-plan.go.jp/ http://www.mext.go.jp/a_menu/01_1/08052911/004.htm</p>	

文部科学省 4

施策名	へき地児童生徒援助費補助金	予算額(百万円)	1,134
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	へき地教育振興法第3条第4号、第3条第5号、第6条第1号		
概要	交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等に所在する公立の小・中学校（へき地学校等）の教育の振興を図るため、へき地教育振興法等に基づいて所要の措置を講じている。		
対象者	都道府県・市町村		
対象事業	<p>①スクールバス・ボート等購入費 へき地学校、学校統合等の通学条件の改善を図るためにスクールバス・ボートを購入する都道府県並びに市町村に対する補助</p> <p>②寄宿舎居住費 寄宿舎に入居した児童・生徒の保護者が支弁することとなる寄宿舎居住に要する食費・日用品費及び寝具費の徴収を免除する都道府県並びに市町村に対する補助</p> <p>③高度へき地修学旅行費 高度へき地学校（3級～5級）の児童・生徒が参加する修学旅行に要する経費のうち、交通費、宿泊費を負担する都道府県並びに市町村に対する補助</p> <p>④遠距離通学費 学校統合により遠距離通学となる児童・生徒（児童4km以上（豪雪地帯2km以上）、生徒6km以上（豪雪地帯3km以上））の通学に要する交通費を負担する市町村に対する補助。また、激甚災害により通学が困難となった児童・生徒の通学に要する交通費を負担する都道府県及び市町村に対する補助</p> <p>⑤離島高校生修学支援費 高校未設置離島の高校生を対象に、通学費、居住費等に要する経費を支援する都道府県及び市町村に対する補助</p> <p>⑥保健管理費 へき地学校における児童生徒の健康管理の適正な実施並びに学校環境衛生の維持改善を図るため、地方公共団体が健康診断等を行うため医師、歯科医師及び薬剤師の派遣、心電図検診の実施を円滑に行うために必要な経費に対する補助</p>		
支援内容	補助率 1/2 （但し、高度へき地修学旅行費については、2/3（財政力指数0.4未満）、保健管理費における心臓検診事業については、1/3）		
変更のポイント	高校未設置離島の高校生を対象に離島高校生修学支援費を新規に創設。		
支援手続スケジュール （予定でも可）	平成24年4月中旬 平成24年5月下旬 平成24年7月下旬 平成24年8月中旬 平成24年9月上旬 平成24年10月上旬 平成24年11月下旬 平成25年1月中旬 平成25年2月上旬 平成25年3月上旬	文部科学省が都道府県に対し事業計画書の提出を依頼 都道府県が文部科学省に対し事業計画書を提出 文部科学省が都道府県に対し交付内定及び交付申請書の提出を依頼 都道府県が文部科学省に対し交付申請書を提出 文部科学省が都道府県に対し交付決定 文部科学省が都道府県に対し事業状況報告書の提出を依頼 都道府県が文部科学省に対し事業状況報告書を提出 文部科学省が都道府県に対し変更・追加交付内定及び変更・追加交付申請書の提出を依頼 都道府県が文部科学省に対し変更・追加交付申請書を提出 文部科学省が都道府県に対し変更・追加交付決定	
備考	—		
連絡先	文部科学省 初等中等教育局 財務課庶務・助成係	TEL：03-6734-2027 FAX：03-6734-2566	

文部科学省 5

施策名	豊かな体験活動推進事業(学校・家庭・地域の連携協力推進事業の一部)	予算額(百万円)	9,450の内数
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	学校教育法 第21条第2項 第31条		
概要	児童の豊かな人間性や社会性を育むため、小学校において実施する3泊4日以上の日数での自然の中での集団宿泊活動を支援することで、小学校における豊かな体験活動を全国的に普及させ、より充実した展開を推進する。		
対象者	交付先：都道府県・指定都市・中核市 ※本事業の実施主体は都道府県・指定都市・中核市とする。また、間接補助事業として行う場合は、市町村とする。		
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自然宿泊体験事業～子ども農山漁村交流プロジェクト～ 農林水産省が指定する受入モデル地域又はその他の受入地域において、原則として小学校が実施する3泊4日以上宿泊体験を通じた自然体験活動等の事業。 ○ 体験活動推進協議会 各都道府県・指定都市・中核市において、地域の実態等を踏まえ、体験活動を円滑に実施するために、様々な体験活動を推進していく上での課題や成果についての議論、好事例の収集、学校への情報提供、取組の普及等を行う体験活動推進協議会を設置・運営する事業。 		
支援内容	<p>上記対象事業について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 都道府県・指定都市・中核市が直接実施する事業（その全部又は一部を委託して実施する場合も含む。） ② 市町村が実施する事業に対して、都道府県が補助する事業に対して補助する。（補助率1/3） 		
変更のポイント	支援対象に中核市を加えた。		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>補助を受ける手順は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①都道府県・指定都市・中核市が、事業計画書を作成し文部科学省へ提出。 ②文部科学省が事業計画書を審査し、内定を事業を実施する都道府県・指定都市・中核市へ通知。 ③事業を実施する都道府県・指定都市・中核市が補助金交付申請書を文部科学省に提出。 ④文部科学省が補助金交付申請書を審査し、補助金の交付を決定。 ⑤文部科学省が補助事業者に補助金を交付。 		
備考	—		
連絡先	文部科学省 初等中等教育局 児童生徒課生徒指導室	TEL：03-6734-3299 FAX：03-6734-3735 URL：-	

文部科学省 6

施策名	イノベーションシステム整備事業 (地域イノベーション戦略支援プログラム)	予算額(百万円)	9,346 (うち復興特別会計1,504)
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	新成長戦略等		
概要	<p>地域イノベーション創出に向けた主体的かつ優れた構想に対して、関係府省の施策を総動員するシステムを構築し、文部科学省では、大学等の地域貢献機能を強化するため、ソフト・ヒューマンに対する重点的な支援を行う。</p> <p>また、東日本大震災からの復興に資する地域の上記の取組について支援を行う。</p>		
対象者	大学等研究機関等		
対象事業	<p>産学官等の参画機関が連携して、地域の強みや特性を活かした取組を通じて、持続的・発展的にイノベーションを創出する仕組みの構築を図ろうとする地域であって、以下の(1)又は(2)のいずれかに選定された地域のうち、文部科学省による支援が地域イノベーション戦略の実現へ大きく貢献すると認められる地域に対して、以下の(a)～(d)のメニューを組み合わせて支援を行う。</p> <p>(1) 国際競争力強化地域：海外からヒト・モノ・カネを惹きつける強力なポテンシャルを持った地域</p> <p>(2) 研究機能・産業集積高度化地域：地域の特性を活かしたイノ</p>		
支援内容	<p>選定された地域に対して、関係府省事業により優先的又は追加的な支援を実施。平成24年度において文部科学省からは、知的財産の形成や人材育成等(ソフト・ヒューマン)に重点をおいた補助を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1～2億円×5年(東日本大震災復興支援型は2.5～5億円×5年) (3年目及び5年目に厳正な評価を行い支援継続を判断) <p>ただし、各地域における関係機関が拠出する資金額の範囲内で補助金を交付する。</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>平成24年2月6日(東日本大震災復興支援型は2月21日) 公募開始</p> <p>平成24年3月30日(東日本大震災復興支援型は4月11日) 公募締め切り</p> <p>平成24年6月上旬 採択結果の公表</p>		
備考	—		
連絡先	文部科学省 科学技術・学術政策局 産業連携・地域支援課	TEL : 03-6734-4194 FAX : 03-6734-4172 URL : http://www.mext.go.jp/b_menu/boshu/detail/1315672.htm http://www.mext.go.jp/b_menu/boshu/detail/1316361.htm	

文部科学省 7

施策名	産学官連携による東北発科学技術イノベーション創出プロジェクト	予算額(百万円)	4595 (全て復興特別会計。 ※「地域イノベーション戦略支援プログラム」、「研究成果展開事業(研究成果最適展開支援プログラム)」の一部も含めて一体的に実施するため一部重複)
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	—		
概要	<p>産業・経済団体や自治体と連携のもと、マッチングプランナーによる被災地産学共同研究支援や、全国の大学等の技術シーズの育成強化による被災地企業への移転促進等を総合的に実施することで、全国の大学等の技術シーズを被災地企業において実用化し、被災地経済の復興促進に貢献することを目的とし、復興促進プログラム(マッチング促進、A-STEP、産学共創)を実施する。</p>		
対象者	<p>大学等(国公立大学、高等専門学校、国立試験研究機関、公設試験研究機関、研究開発を行っている特殊法人、独立行政法人、公益法人等(非課税の法人に限る))の研究者</p>		
対象事業	<p>マッチング促進：科学技術振興機構(JST)マッチングプランナーが産学官連携支援機関の協力のもとに、被災地域の企業のニーズを発掘し、これを解決できる被災地域を始めとした大学等の技術シーズとマッチングし、産学共同研究を支援する。</p> <p>A-STEP：被災地域の企業ニーズを踏まえたシーズの実用化可能性検証を支援する。</p> <p>産学共創：被災地域の産業界に共通する技術的課題(技術テーマ)の解決に資する基盤研究に対する研究資金の支援や産学共創の場を開催し、産学の対話を通じて技術テーマの解決を加速する。</p>		
支援内容	<p>マッチング促進： 200万円～2,000万円/年の範囲で研究開発費を支援(1～3年間)。</p> <p>A-STEP： 170万円～800万円/年の範囲で研究開発費を支援(1年間)。</p> <p>産学共創： 最大3,000万円の範囲で研究開発費を支援(2～3年間)。</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>マッチング促進： 課題の申請受付は複数回に分けて随時実施。第1回申請受付は、4月16日実施(6月25日に第1回申請〆切)。第1回申請課題については、9月頃に選考結果通知し、10月以降研究開始予定。</p> <p>A-STEP： 課題の申請受付は4月16日～5月31日の期間で実施。7月下旬に選考結果を通知し、8月以降研究開始予定。</p> <p>産学共創： 4月16日～6月14日の期間で課題の申請受付。7月下旬に選考結果を通知し、8月以降研究開始予定。</p>		
備考	—		
連絡先	<p>文部科学省</p> <p>科学技術・学術政策局</p> <p>産業連携・地域支援課</p>	<p>TEL：03-6734-4032</p> <p>FAX：03-6734-4172</p> <p>URL：http://www.jst.go.jp/fukkou/</p>	

文部科学省 8

施策名	総合型地域スポーツクラブ育成推進事業	予算額(百万円)	137
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	スポーツ基本計画(平成24年3月文部科学大臣告示)		
概要	クラブ育成アドバイザーによる巡回・指導や総合型地域スポーツクラブに関する情報提供などの取組を実施することにより、地域密着型のスポーツの場である総合型地域スポーツクラブの全国展開を一層推進する。		
対象者	交付先：業務を委託する民間団体 ※支援先は総合型地域スポーツクラブの育成についてのノウハウがない未創設市区町村及び創設準備中の総合型地域スポーツクラブなど。		
対象事業	①総合型クラブ育成委員会等の開催 総合型クラブの育成に関する理解を深めるための育成委員会や、創設準備中のクラブの担当者と先進クラブ関係者との連携強化を図るクラブミーティング等を開催する。 ②総合型クラブ育成アドバイザーの養成・派遣 総合型クラブの育成に関して、クラブ育成アドバイザー(クラブの創設、育成に関して高度なノウハウを持ち、市区町村や地域に向いてアドバイスを行う者)の配置による育成対象クラブの巡回・指導及びクラブ育成アドバイザーの資質向上のための研修会を開催する。 ③総合型クラブ育成情報提供事業の実施 総合型クラブの育成に関する各地域の取組事例(クラブ設立・運営方法、クラブマネージャー・実技指導者等の養成、実施プログラム内容等の諸課題への対処方法)など、クラブづくりに役立つ情報を提供する。		
支援内容	対象事業の具体例 ・クラブを創設する人向けに、講演会や事例発表等を通じて最新情報を提供 ・すでに活動するクラブのスタッフによる、創設に関するアドバイス ・クラブ創設を支援した経験を有する市町村行政の担当者による、創設支援に関するアドバイス ・クラブ創設についての各種の相談等に応じる ・クラブ創設、育成に関する研修会や講習会などに講師を派遣 ・クラブ育成ガイド(冊子)を希望者に配布 ・公式メールマガジンの登録者への配信		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	上記の対象事業を1民間団体に業務委託し、必要経費を委託費として支出。(委託期間は契約締結日から当該年度末期まで)		
備考	—		
連絡先	文部科学省 スポーツ・青少年局 スポーツ振興課	TEL：03-6734-2998 FAX：03-6734-3792 URL： http://www.japan-sports.or.jp/local/tabid/67/Default.aspx	

文部科学省 9

施策名	公立中学校武道場の整備	予算額(百万円)	73,038の内数※ (※うち復興特別会 計45,553) ※内閣府計上の沖縄 県分含む
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第1項		
概要	平成24年度から中学校で必修となっている武道を安全かつ円滑に実施できるよう、中学校武道場の整備を促進する。		
対象者	交付先：都道府県及び市区町村		
対象事業	<p>○公立中学校武道場新築事業</p> <p>・補助対象面積</p> <p>柔道場、相撲場 : 250㎡</p> <p>剣道場、なぎなた場 : 300㎡</p> <p>柔剣道場 : 450㎡</p>		
支援内容	学校施設環境改善交付金において、原則、対象経費の1/2を補助		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>学校施設環境改善交付金を受ける手順は、以下のとおり。</p> <p>① 地方公共団体は、文部科学省告示として定めた施設整備基本計画に即して、施設整備計画を作成及び文部科学大臣に（市町村立の学校に係るものについては、都道府県教育委員会を経由して）提出。</p> <p>② 文部科学大臣は施設整備基本方針・計画に基づき予算の範囲内で事業を採択（内定）。</p> <p>③ 内定を受けた地方公共団体は「学校施設環境改善交付金交付申請書」を文部科学大臣に提出。</p> <p>④ 文部科学大臣は、提出された「学校施設環境改善交付金交付申請書」に基づき審査を行い、交付決定を行う。</p> <p>⑤ 交付対象事業者は、交付対象事業が完了したとき又は国の会計年度が終了したときは、「実績報告書」を文部科学大臣（交付対象事業者が市町村の場合には、都道府県教育委員会）に提出。</p> <p>⑥ 文部科学大臣は、実績報告書に基づき審査を行い、額の確定。</p>		
備考	—		
連絡先	文部科学省 スポーツ・青少年局 スポーツ・青少年企画課	TEL : 03-6734-2672 FAX : 03-6734-3790	

文部科学省 10

施策名	文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業	予算額(百万円)	5,811
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	我が国の「たから」である地域の多様で豊かな文化遺産を活用し、伝統行事・伝統芸能の公開や後継者養成、重要文化財(建造物)等の公開活用や史跡等の復元・公開など、地域の特色ある総合的な取組を支援することで、文化振興とともに観光振興・地域経済の活性化を推進することを目的とする。		
対象者	都道府県・市町村(特別区を含む。)が策定する計画に基づいて事業を行う実行委員会、文化財所有者等		
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業 <ul style="list-style-type: none"> ・情報発信、普及啓発(パンフレット作成、シンポジウム等の開催) ・伝統行事・伝統芸能等の後継者育成、体験事業の実施 など ○ミュージアム活性化支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・美術館・歴史博物館が中心となった地域文化資源活用、地域連携強化 ・新規利用者層創出、国際交流拠点形成に関する取組 など ○重要文化財建造物等公開活用事業 <ul style="list-style-type: none"> ・公開のための施設・設備の整備 など ○史跡等及び埋蔵文化財公開活用事業 <ul style="list-style-type: none"> ・建物や遺構等の復元、埋蔵文化財の展示設備等 		
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業 <ul style="list-style-type: none"> ・予算の範囲内において定額 ○ミュージアム活性化支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・予算の範囲内において定額 ○重要文化財建造物等公開活用事業 <ul style="list-style-type: none"> ・原則補助対象経費の50%(其他要項に定める加算措置あり) ○史跡等及び埋蔵文化財公開活用 <ul style="list-style-type: none"> ・原則補助対象経費の50%(其他要項に定める加算措置あり) 		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<ul style="list-style-type: none"> ・文化庁が都道府県・市町村(含特別区)より文化遺産を活かした観光振興・地域活性化に関する計画及び計画に基づく補助事業を募集 ・都道府県・市町村(含特別区)が文化遺産を活かした観光振興・地域活性化に関する計画を策定し、計画に基づく補助事業の交付申請とともに文化庁に提出 ・外部有識者で構成される審査委員会による審査を経て、文化庁長官が採択を決定 		
備考	—		
連絡先	文化庁 文化財部伝統文化課	TEL : 03-6734-4786 FAX : 03-6734-3820 URL : http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shinko_kasseika/index.html	

文部科学省 1 1

施策名	重要伝統的建造物群保存地区保存修理事業補助金	予算額(百万円)	867
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	文化財保護法第146条		
概要	重要伝統的建造物群保存地区を構成する伝統的建造物の保存修理、一般建築等の修景、伝統的建造物の公開活用を図るための保存整備を実施し、保存地区における歴史的風致の維持・向上を図り、魅力あるまちづくりに貢献する。		
対象者	交付先：市町村 ※市町村が直接実施する事業の経費に対する補助（直接補助）、市町村が所有者等の事業に補助する経費に対する補助（間接補助）の両者を含む。		
対象事業	重要伝統的建造物群保存地区内で実施する以下の事業が対象 ○伝統的建造物の特性を維持するために必要な破損の補修、痕跡等に基づく復原、耐震補強等を行う保存修理事業 ○保存地区の歴史的風致を維持するため、伝統的建造物以外の建造物の外観を修景する修景事業 ○保存地区の普及啓発の促進のため、伝統的建造物の公開活用に要する内部の修理、復原、整備を実施する公開活用事業		
支援内容	事業経費の50%を補助金として交付 （交付先の市町村が財政再建団体、過疎地域の場合65%、沖縄県は80%）		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	①事業年度の前年度7月頃及び1月頃に、各都道府県の重要伝統的建造物群保存地区内の保存修理事業計画について、各都道府県担当者から文化庁がヒアリング ②文化庁がヒアリングをもとに、予算額と事業の必要性及び緊急性を総合的に勘案して、補助金交付先を選定 ③文化庁より市町村へ補助金を交付（4月以降）		
備考	—		
連絡先	文化庁 TEL：03-6734-2794 文化財部参事官（建造物担当） FAX：03-6734-3823 URL： kenzo@bunka.go.jp		

文部科学省 1 2

施策名	優れた劇場・音楽堂からの創造発信事業	予算額(百万円)	1,474
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	地域の舞台芸術の振興を牽引する劇場・音楽堂等が、地域住民や芸術関係者等とともに取り組む、舞台芸術の制作、教育普及、人材育成等を支援（地域の中核劇場・音楽堂）するとともに、我が国の舞台芸術の水準を向上させる牽引力となっているトップレベルの劇場・音楽堂への支援（重点支援劇場・音楽堂）や、複数の劇場・音楽堂と芸術団体等が共同で行う新たな創造活動等への支援（共同制作公演）をすることにより、地域住民の鑑賞機会等の充実を図るため、国庫補助を行う。		
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体又は法人格を有する団体 ・ 文化の振興普及に係る活動を主たる目的とした劇場・音楽堂等を管理運営する者、地方公共団体、芸術関係者、地域住民の代表者などで構成された実行委員会等 		
対象事業	劇場・音楽堂等が実施する自主制作公演、教育普及事業、人材育成事業等		
支援内容	当該事業及び事業の準備に要する経費のうち、補助対象経費（出演費、会場費、旅費、宣伝費等）の2分の1を限度として補助。		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<ol style="list-style-type: none"> ①事業の公募 ②外部有識者による審査を経て、文化庁にて採択・不採択の決定及び申請団体へ通知 ③採択団体による事業の実施 ④採択団体から文化庁へ実績報告書の提出 ⑤文化庁にて額の確定、精算 ⑥採択団体から文化庁へ事業完了報告書の提出 ⑦外部有識者による事後評価を実施 ⑧評価結果を文化庁から採択団体へ通知 		
備考	—		
連絡先	文化庁芸術文化課 文化活動振興室劇場音楽堂担当	TEL : 03-6734-2835 FAX : 03-6734-3816 URL : http://www.bunka.go.jp/geijutsu_bunka/02gekijyo_o_ngakudo/h24.html	

文部科学省 13

施策名	地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ	予算額(百万円)	3,215
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	—		
概要	地方公共団体が企画する優れた文化芸術の創造発信事業を積極的に支援し、文化芸術活動を活性化させ、地域文化の再生やコミュニティの再構築、ひいては、地域の活性化を促すことを目的とする。		
対象者	・地方公共団体		
対象事業	<p>舞台芸術（音楽、演劇、舞踊等）、美術、メディア芸術などを中心とした地域振興のための事業を対象とする。事業のメニューと取組例は以下のとおり。</p> <p>(1) 文化芸術創造発信イニシアチブ事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来、我が国を代表するような音楽祭や演劇祭の開催 ・国際的な絵画や写真コンテストによる地域の再興事業 ・オーケストラや劇団によるセミナーやワークショップ開催による人材育成事業 <p>(2) メディア芸術地域活性化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マンガ、アニメに関する総合的（人材育成、国際交流、調査研究、保存、普及）な取組 <p>(3) 新国立劇場を活用した現代舞台芸術の普及事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域において、新国立劇場が制作する公演による舞台芸術鑑賞事業 ・新国立劇場において、地域のプロの芸術団体の公演事業 <p>(4) 高校生優秀文化団体国際大会派遣事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校生主体の文化団体、高等学校のサークルが海外の国際コンクール等に参加する派遣事業 <p>(5) 文化芸術による「心の復興」事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地の県及び市町村が企画する舞台芸術の鑑賞等を通じた「心の復興」を図る事業 ・被災地においてバレエ公演やオーケストラ・コンサートの開催 		
支援内容	補助対象経費の1/2以内を補助する。		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>補助を受ける手順は以下のとおり。</p> <p>①地方公共団体が実施計画書を作成し、文化庁へ提出。 ②外部有識者による審査を経て、文化庁が事業の採択・不採択を決定し、地方公共団体へ内定を通知。 ③採択の内定を受けた地方公共団体が補助金交付申請書を文化庁へ提出。 ④文化庁が補助金交付申請書を審査し、補助金の交付を決定。 ⑤事業実施後、地方公共団体が実施報告書を文化庁へ提出。 ⑥文化庁が実施報告書を審査し、額の確定。</p>		
備考	—		
連絡先	文化庁芸術文化課 文化活動振興室イニシアチブ担当	TEL : 03-6734-2835 FAX : 03-6734-3816 URL : http://www.bunka.go.jp/geijutsu_bunka/02bunka_geijutsu/index.html	